

行政経営会議 事案書

開催日：令和 8 年 3 月 2 4 日（火）

担当課：市民経済・にぎわい創出部 つながり推進課

件 名：大和市コミュニティセンター設置条例等の一部改正について	
提出理由：大和市コミュニティセンターの支払方法を変更するにあたり、その内容について了承を得るため	
内 容： 1. 背景 ・大和市コミュニティセンター（以下「コミセン」という。）は、地域住民の自主的な活動により、相互の交流を深め、連帯感にあふれた人間性豊かな地域社会を形成し、福祉の増進と文化の向上を図るための場として昭和 54 年から設置を始め、現在は 20 館が開館している。 ・当初、施設使用料は無料としていたが、平成 18 年の指定管理者制度の導入を経て、施設の使用が初期の地域の親睦等を中心としたものから、サークル活動などへと拡大してきたことを受け、応分の負担を求める必要性が生じ、平成 20 年に有料化（使用料制）した。 ・使用料は、地域住民の委員会による指定管理者としていることを踏まえ、証紙条例に基づく証紙により納めることとしてきた。 ・しかしながら、施設利用者には、証紙の購入と、施設窓口での事前納付などの手間や負担が生じているほか、証紙を販売する売りさばき人の減少や、証紙を印刷できる事業者の確保も難しくなっており、市及び施設利用者の双方にとって運用の改善が必要な状況にある。 2. 基本的な考え方 ・施設利用者の利便性を高め、施設運営の持続性を確保するため、証紙での支払いから現金での支払いに変更する。 ・指定管理者による施設の自主的な運用を通じて、地域コミュニティの拠点としての利活用の促進を図るため、現在の使用料（市の収入）を、利用料（指定管理者の収入）に変更する。	・以上の変更を行うため、コミュニティセンター設置条例及び証紙条例について所要の改正を行う。 ・加えて、条例施行までの間において、施設利用者の利便性向上と指定管理者の負担軽減が進むよう、オンライン予約の導入に向けた検討を進め、円滑化を図られるよう取り組んでいく。 3. 具体的な改正の内容 （1）コミュニティセンター設置条例 ・第 5 条（指定管理者が行う業務）、第 11 条（協定の締結）、第 12 条（事業報告書の作成及び提出等）において、指定管理者による利用料金の取り扱いに関する規定を追加する。 ・第 22 条の「使用者は、別表第 2 に定める使用料を、大和市証紙条例第 2 条に規定する方法により、納めなければならない」との規定を「利用者は、利用する室等の区分に従い、利用料金を指定管理者に対して利用の前に支払わなければならない」等に改める。 ・条例中「使用」を「利用」に改める。 （2）証紙条例 ・第 2 条に定める、証紙による収入の方法により徴収する歳入から「大和市コミュニティセンター設置条例別表第 2 に定める施設使用料」を削除する。 4. 条例施行日 ・改正内容の市民周知を図ることや、各種準備作業を考慮し、次期指定管理期間の開始日である令和 9 年 4 月 1 日とする。
経 過 S54. 4～ 供用開始 H20. 4～ 有料化 証紙での支払い	今後の予定 R8. 6 議案提出 R9. 4 改正条例施行

※内容の一部に変更がございました。詳細については令和 8 年 5 月 19 日の会議内容をご覧ください。